

平成元年 2 月 2 2 日

本 部 各 部 課 長 殿  
各 警 察 署 長

三 重 県 警 察 本 部 長

三重県警察官の家族に対する救慰金等支給要綱の制定について（例規通達）

改正 令3総発第55号

この度、三重県警察官の家族に対する救慰金等支給要綱（以下「要綱」という。）を別添のとおり制定したから、その趣旨を部下職員に周知徹底させるとともに、下記事項に留意の上、適正な運用に努められたい。

#### 記

#### 1 制定の趣旨

現下の社会情勢は、極左暴力集団による凶悪な「テロ」・「ゲリラ」事件、悪質・巧妙化する暴力団犯罪等をはじめ、警察を取り巻く諸情勢は極めて厳しく、警察官の職務執行に起因するえん恨、妨害、けん制その他の理由により、他人から危害を加えられるおそれがあるのは、警察官以外に、その家族にまで及んでいる現状にある。

そのため、不幸にして警察官の家族が、他人から危害を加えられ、それにより死亡又は負傷した場合に、当該警察官に対し、家族救慰金又は駐在所家族見舞金（以下「救慰金等」という。）を支給し、もって警察官の救済慰労と士気の高揚に資するものである。

#### 2 救慰金等支給の対象職員

##### (1) 支給対象職員

三重県警察に勤務する警察官とする。

##### (2) 支給

救慰金等は、他人から危害を加えられ、そのために死亡、重い身体障害及び傷病した家族を持つ警察官に対して警察本部長が支給する。

#### 3 解釈上からの留意事項

要綱第3及び第4に定める救慰金等の支給は、要綱の別表に定める基準に従い支給されることとなるが、用語の意味は次のとおりである。

- (1) 「加害行為」とは、事実上家族以外の第三者から危害を加えられることを言い、直接的、間接的を問わない。
- (2) 「職務執行に伴うえん恨による場合」とは、警察官の職務執行に瑕疵がなく、合法、妥当に行われたものであるのに、それを恨み、職務執行を直接の原因として家族に対して加害行為が行われたことをいう。
- (3) 「職務執行を妨害又はけん制する意図による場合」とは、警察官の職務執行を中断又は

断念させる等の目的をもって、家族に対して加害行為をしたことをいう。

(4) 「同居の家族」とは、当該警察官の配偶者、同居の父母又は子をいう。ただし次に掲げる者を含むものとする。

ア 配偶者には、届出をしないが、死亡又は負傷した当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者

イ 当該警察官が単身赴任している場合の別居の配偶者、父母又は子（遊学のための別居中の子を含む。）

(5) 「警察官の職務に協力援助して危害を受けた場合」とは、警察官に代わり、その家族が地理案内等の業務中受傷又は疾病に感染した場合等をいう。

(6) 「警察官が職務執行中に危害を受けた場合において、これを阻止し又は救助しようとして危害を受けた場合」とは、警察官の職務執行中に対して、被疑者等から抵抗、攻撃等を受けた場合において、その家族が当該警察官に対する抵抗、攻撃等の阻止又は救助をしようとして受傷した場合等をいう。

#### 4 申請手続

##### (1) 必要な書類

救慰金等の申請は、救慰金等支給申請書のほか、次の書類を添付するものとする。

ア 医師の診断書

イ 要綱第3及び第4に定めるいずれかの要件に該当する事案発生の事実を証明することのできる書類又はその写し

ウ 警察官との続柄及び同居等の事実を証明する書類（戸籍謄本、住民票等）

##### (2) 申請の時期

ア 死亡事案については直ちに電話報告するものとし、事後速やかに申請手続を行うこと。

イ 身体障害、傷病事案については、速やかに申請手続を行うこと。

## 別 添

### 三重県警察官の家族に対する救慰金支給要綱

#### 第1 目的

この要綱は、三重県警察に勤務する警察官の家族が、警察官の職務執行に起因して、他人から危害を加えられ、死亡又は負傷した場合、当該警察官に対して家族救慰金又は駐在所家族見舞金（以下「救慰金等」という。）を支給することを目的とする。

#### 第2 救慰金等の支給

救慰金等は、警察本部長（以下「本部長」という。）が、当該警察官に支給する。

#### 第3 家族救慰金支給の要件

- 1 加害行為が警察官の正当な職務執行に直接起因して行われたものであって、次のいずれかに該当する場合に支給する。
  - (1) 職務執行に伴うえん恨による場合
  - (2) 職務執行を妨害又はけん制する意図による場合
- 2 被害者は、当該警察官の配偶者、父母又は子であること。
- 3 前記1及び2の規定にかかわらず、当該警察官の職務執行に違法又は著しい不当行為若しくは家族救慰金を支給することがふさわしくないと認められるときは、家族救慰金は支給しないものとする。

#### 第4 駐在所家族見舞金支給の要件

- 1 警察官駐在所において、同居の家族が危害を加えられ、次のいずれかに該当する場合に支給する。
  - (1) 警察官の職務に協力援助した場合
  - (2) 警察官が職務執行中危害を受けた場合において、これを阻止し、又は救助しようとした場合
- 2 第3の2及び3の規定は、駐在所家族見舞金支給の要件について準用する。この場合において、「家族救慰金」とあるのは、「駐在所家族見舞金」と読み替えるものとする。

#### 第5 救慰金等の種類及び支給額

救慰金等の種類及び支給額については、別表に定めるとおりとする。

#### 第6 申請手続

所属長は第3及び第4に定めるいずれかの要件に該当する事案が発生したときは救慰金等支給申請書（様式第1）に必要な書類を添え、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して、本部長に申請するものとする。

#### 第7 救慰金等の通知及び支給

本部長は、救慰金等支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、救慰金等の支給が適当であると認めるときは、救慰金等支給通知書（様式第2）により所属長に通知するとともに、当該警察官に支給するものとする。

#### 第8 支給事務

- 1 救慰金等の支給に関する事務は、警務部警務課において取り扱うものとする。

2 警務課長は、救慰金等支給原簿（様式第3）を備え付け、救慰金等の支給状況等を明らかにしておくものとする。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

## 別 表

## 救 慰 金 等 支 給 基 準 表

種 別	種 類	支 給 の 要 件		最 高 支 給 額
		事 由	障 害 ・ 傷 病 の 程 度	
家 族 救 慰 金	死 亡 救 慰 金	死 亡 し た 場 合		100万 円
	障 害 救 慰 金	重 い 身 体 障 害 が 残 っ た 場 合	第 1 級	100万 円
			第 2 級	90万 円
			第 3 級	80万 円
			第 4 級	70万 円
			第 5 級	60万 円
駐 在 所 家 族 見 舞 金	傷 病 救 慰 金	負 傷 又 は 疾 病 に よ り 医 療 を 受 け た 場 合	6 箇 月 以 上	30万 円
			3 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	20万 円
			1 箇 月 以 上 3 箇 月 未 満	10万 円
			2 週 間 以 上 1 箇 月 未 満	5万 円
			2 週 間 未 満	3万 円

(注) 障害の等級は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)別表の例による。

様式第 1

救 慰 金 等 支 給 申 請 書

発第 号 年 月 日	
三重県警察本部長 殿	
所属長 氏 名 <span style="float: right;">印</span>	
救慰金等を受ける者	係 階級 氏 名 年 月 日生 ( 歳 )
危害を受けた者	住 所 職 業 氏 名 年 月 日生 ( 歳 ) 警察官との続柄 性別 男 女
危害を受けた日時	
危害を受けた場所	
負傷の部位・程度	
危害を受けた状況等	
添 付 資 料	

(様式第 2 ・ 第 3 は、省略)

様式第2

発 第 号  
年 月 日

殿

三重県警察本部長

救慰金等支給通知書

年 月 日付で申請のあった救慰事案については、  
下記のとおり支給することとしたから通知する。

記

受給者の係、階級、氏名

支給年月日及び番号

救慰金支給の種別及び金額

様式第3

救慰金等支給原簿

昭和 年 月 日決定  第 号	審査委員会 審査年月日	昭和 年 月 日
	支給年月日	昭和 年 月 日
救慰金等を受ける者 所属  係名  階級  氏名 年齢	危害を受けた者 住所  職業  氏名 年齢  警察官との続柄	
危害を受けた日時、 場所	被害の程度	
危害を受けた原因及び状況		
審 査 委 員 会		
意見		
支給の要否	要・否	種別
		金額